

11 も の づ く り 活 動

1 小・中学校におけるものづくり活動の推進

小・中学校学習指導要領では、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。

このような能力を育成するため、各教科等の指導に当たっては、ものづくりなどの体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視することとしている。

ものづくり活動の実施においては、その楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組むことが重要である。また、伝統的な技術や先端的な技術についても触れることにより、より広い視野から子どもの興味・関心を高めることが大切である。

小学校学習指導要領では、「理科」において、各学年でものづくりをする活動を通して、物質やエネルギーなどの性質や働きについての見方や考え方を養っている。また、「図画工作」において、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養っている。「総合的な学習の時間」においても、ものづくりや生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。

中学校学習指導要領では、「理科」において、各内容の特質に応じて扱い、原理や法則の理解を深めるようにしている。また、「美術」において、感じ取ったことや考えたことなどを基に絵や彫刻などに表現することにより、美術の創作活動の喜びを味わい、感性を豊かにし、豊かな情操を養うようにしている。

「技術・家庭」においては、ものづくりなどに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活と技術との関わりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるようにしている。

これらの活動を通して、ものづくりの楽しさや喜びを感じられるようにすることが大切である。

2 高等学校におけるものづくり教育の推進

高等学校でも、各学校において、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。また、地域や学校の実態等に応じ、就業等に関わる体験的な学習の指導を適切に行うことで、望ましい勤労観、職業観を育成することとしている。

高等学校学習指導要領では、「総合的な探究の時間」において、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。また、各学校で行われているインターンシップは、地域産業への理解を深めると共に、ものづくりの事業所を含む産業現場等で実際に用いられている知識や技術・技能を学ぶ貴重な機会となっている。

専門高校においては、技術の高度化に対応し、より専門的な知識や技能を持つ将来のものづくり産業を担う人材を育成するため、各分野の先端技術に対応した内容を扱うなど、時代の変化に対応したものづくりに関する指導を行っている。また、産業界や高等教育機関との連携のもと、高度な専門性を有する外部人材の活用によるものづくり教育や、職業資格に関連した実習を行っている。

これらの活動を通して、創造することの喜びを体得させると共に、生徒が将来のものづくり産業を担うために必要な実践力を身に付けられるようにすることが大切である。